

社会保障法判例

中 益 陽 子

離婚による財産分与における年金の取扱い

横浜地裁相模原支部平成11年7月30日判決(平成9年(タ)36号,
離婚等請求事件)判例時報1708号, 142頁

I 事実の概要

1 XとY(いずれも昭和10年生まれ)は、昭和35年に婚姻の届出をした夫婦である。Xは、Yとの婚姻後、専業主婦として生活してきた。一方、Yは、結婚とほぼ同時にA1会社に就職し(途中A2会社に勤務した後、A1会社に戻る), 平成7年にA1会社を定年退職した。

2 XとYとの家庭生活は、会社での仕事に全力を注ぐYの生活に合わせたものであり、Xは、疾病に罹患して入院手術を繰り返すなかで、Yとの生活に不満、負担を感じるようになった。Xは、平成4年ころから、就寝および食事をYと別に行うようになり、さらに平成9年10月には、自宅を出て、以後Yと別居を続けている。

3 Xは、平成9年6月に家事調停の申立てをしたが、不成立に終わった。そこで、Xは、民法770条1項5号を理由とするXとYとの離婚請求と併せて、自宅として使用していた土地建物(以下、「本件土地建物」)のYの持分(2分の1), Y名義の預貯金、退職金、年金および保険金受領権を財産分与対象財産として、その2分の1の分与等を求め、訴えを提起した。

II 判旨(請求一部認容)

1 XとYとの婚姻生活の状況等を考慮すると、「現時点において、XはYとの婚姻継続意思を完全に喪失しているといわざるを得ず、今後夫婦関係が修復する見込みはなく、もはやXとYとの婚姻を継続しがたい事情があるというほかなく、「XとYとの婚姻が破綻に至った経緯その他諸般の事情を考慮すると、XのYに対する離婚慰謝料は200万円とするのが相当である」。

2 (1) 本件土地建物および自宅改築について、XとYとがそれぞれ2分の1ずつ費用負担したことなどを考慮すると、本件土地建物のうちYの持分である2分の1は、XYが共同して形成したものとして財産分与の対象になる。また、Y名義の預貯金、株式、転換社債があるほか、退職金については企業年金として受け取る方式を途中解約することができる。

(2) 「Yは、①老齢厚生年金、②A1厚生年金基金の基本年金及び加算年金、③A1福祉年金を受給して」おり、「その税引後の支給年額は、①が215万0660円、②が基本年金と加算年金と合わせて235万8292円、③が90万1252円である」のに対し、「Xの65歳からの年金支給見込

額は、年額 46 万 8335 円であり、保険料納付期間の「大半が婚姻後のものであり、その間は Y の収入から保険料が納付されたものと認められるから、右年金見込額全額を財産分与算定の考慮事由とする」ものとし、「Y の受給する年金額 541 万 0204 円から X の受給する年金額 46 万 8335 円を控除すると 494 万 1869 円となる。」

(3) X は、相続した所有土地を駐車場として賃貸しているため、月約 14 万円余りの収入がある。Y の加入している生命保険や傷害保険等について、解約返戻金が明確でなく、財産分与算定において考慮するものとはならない。

3 (1) 本件土地建物の持分 2 分の 1 相当額、預貯金等および退職金の年金方式部分を解約した場合の受取金の合計額は約 1 億円であり、こうした財産の形成に関する XY の生活状況等諸般の事情を考慮すると、X の請求しうる財産分与請求額はその 5 分の 2 とするのが相当であるから、X は財産分与として 4000 万円を請求することができる。

(2) 「さらに、扶養的財産分与として、今後 Y の受領する年金（退職年金は除く。）の内前記 X 受領額との差額の 4 割相当額について Y から X に支払わせることが相当であるから、X 死亡まで月額 16 万円を支払わせることとする。」

III 解 説

判旨には疑問がある。

1 本件は、高齢者夫婦の離婚の可否および離婚を認める場合の財産分与が問題となった事案である。財産分与は、婚姻中の夫婦共同財産の清算および離婚後の扶養の要素をもつことが一般に認められているが（最判昭和 58・12・19 民集 37 卷 10 号 1532 頁），本判決は、そのうちの扶養の要素に関して、従来の裁判例にない判断方法を採用している点で注目される。

2 扶養的財産分与について、判旨 3 (2) は、「今後 Y の受領する年金（退職年金は除く。）の内前記 X 受領額との差額の 4 割相当額について Y から X に支払わせる」と判断している。ここか

ら、判旨は、当事者双方の年金額に関連させて、扶養の額を決定していることがわかる。これまでの裁判例は、扶養の要否の判断およびその額の算定にあたって、当事者が公的年金や恩給等（以下では、とくに断らない限り、単に「年金」という）を受給していることを考慮事由の 1 つとしてきたが（長野地判昭和 32・12・4 下民集 8 卷 12 号 2271 頁、東京高判昭和 58・9・8 判時 1095 号 106 頁、東京高判昭和 63・6・7 判時 1281 号 96 頁、横浜地判平成 9・1・22 判時 1618 号 109 頁等），もっぱら年金を基準に扶養としての財産分与額を算定したものは、本件が初めてのようである。

扶養的財産分与に関してこのような方法をとったために、本判決は、年金を清算的財産分与では考慮しない従来の裁判例の立場を踏襲しながらも、年金を清算的財産分与に含めたときと同様の効果を扶養の側面で実現している。すなわち、判旨 3 (2) が年金を扶養の側面でしか考慮していないことからすると、本判決は、年金を清算的財産分与の対象としない立場に立つと解することができる。この点では、本判決とこれまでの裁判例の大勢（前掲・長野地判昭和 32・12・4 等、および、東京高判昭和 61・1・29 判時 1185 号 112 頁）との間に違いはない（これに対して、年金を清算の対象とするものとして、東京地判昭和 32・8・24 不法行為に関する下級裁判所民事裁判例集 2 号上 597 頁）。他方で、判旨 3 (2) は、前記のように、年金のみを基準に扶養的財産分与額を算定し、また、清算の分与割合と同じ 4 割という基準を扶養的財産分与についても用いている。このため、本判決では、年金が、扶養的財産分与の額を定める際の単なる指標としてではなく、まさに分与の対象財産として把握されているような印象を受ける。このようにみると、本判決は、年金を清算的財産分与の対象とせず、扶養的財産分与の一考慮事由とする立場とも、清算的財産分与の対象に含める立場とも異なる、独自の判断方法を採用していると評価することが可能であろう。

3 (1) 以上のように、本判決は、年金を清算的財産分与の対象としていないにもかかわらず、

年金自体を分与するような取扱いを行っている。しかし、このように解釈するのであれば、むしろ端的に、年金は清算的財産分与の対象となると解する方が、考え方としては明確である。そこで、年金が清算的財産分与の対象となるかを検討してみよう。

夫婦一方の特有財産（民法762条1項）でも、その形成について双方の協力が認められるときは、清算の対象となる（阿部1988, p.2981）。家事労働などの「内助の功」を含めて、直接・間接に財産の形成に貢献する行為は、すべてここでいう協力にあたると考えられている（稻本1970, p.144）。このように、協力が広く捉えられているため、婚姻後に形成された財産については、当該財産が全くの所与のもの（相続や贈与などによる財産¹⁾）でない限り、当事者双方の協力が認められる。これを年金についてみると、年金の受給のために社会保険料の負担が必要であるので、年金を相続財産等と同視することはできない。したがって、本件のように、社会保険料負担期間中に、当事者が懈怠なくそれぞれの活動に従事している場合には、年金についても、当事者双方の協力を想定することが可能である²⁾。

ここでいう当事者双方の協力が認められる年金とは、年金受給権（支払期ごとに生じる個々の支分受給権と支払期に年金を請求できる基礎となる基本受給権とからなる）とも、実際に年金として受け取った、あるいはこれから受け取るであろう年金額に相当する額の金銭とも捉えうる。このうち、年金受給権は譲渡が禁止されているので（国民年金法24条、厚生年金保険法41条等）、受給権自体を清算的財産分与の対象として分与しないし分轄することは許されないと考えられる。一方、譲渡禁止規定は、受給した年金の使途を制限するものではないため、年金として受け取った、あるいはこれから受け取るであろう年金額に相当する額の金銭については、分与が可能であろう。

これに対して、年金が受給者の生活保障を目的としていることから、清算的財産分与の対象とするよりも扶養的財産分与の考慮要素となる当事者の基礎財産として把握する方が妥当との見解があ

る（高木1974, p.1512の3）。しかし、一方当事者が他方当事者の将来の生活費を形成するために協力しているという点を看過することは適当でないようと思われる。民法768条3項も、「当事者双方……の協力」を明文で掲げていることからすると、こうした協力を財産分与の対象となる財産の範囲を定める第一義的なメルクマールとする趣旨と解されよう。

(2) 年金は、社会保険料の負担があるからといって直ちに受給できるものではない。当事者の協力と財産たる年金の形成との間には時間差が存在する。そのため、婚姻解消時においてそもそも年金受給権が発生していない場合や、婚姻解消後に支給される年金については、婚姻中に財産の形成まで至っていないとして、清算的財産分与の対象から除外することが考えられる³⁾（年金受給権が発生していない場合について、前掲・長野地判昭和32・12・4、前掲・東京高判昭和61・1・29）。

しかし、財産を取得したか否かによって清算的財産分与の対象財産の範囲を厳格に区切ることは、形式的にすぎ適切でないと思われる。現実に取得していない年金部分についても、当該年金の形成に向けられた直接・間接の協力を認めうる以上、取得の蓋然性の程度によっては、現存の財産と同視してよいだろう⁴⁾。

まず、年金受給年齢に達するまでかなりの年数を残しており、年金を受給するか否か、また、年金額がどの程度になるかが不確定な場合は、年金を清算の対象から除外することが妥当である。なぜなら、このような場合に年金を清算的財産分与の対象に含めると、分与時に想定された年金額と現実の受給額（受給できないことも考えられる）とが著しく乖離する可能性が高く、分与義務者が不利益を被る危険性が大きいためである。これに対して、本件Yのように、婚姻解消時において年金受給権がすでに発生している場合や、Xのように、年金受給権取得まで間近な場合には、清算的財産分与の対象に含める方が相当である。

以上に対し、婚姻解消前にすでに受給した年金を婚姻中に形成されたとみることにとくに問題はない。ただし、既受給の年金は、すでに消費され

ているか、預貯金等に化体していると考えられるから、預貯金等を清算的財産分与の対象とする以上、別途既受給の年金を分与の対象財産とする必要はないだろう。

したがって、判旨3が年金を扶養的財産分与の側面でしか考慮しなかったことは、少なくとも婚姻解消後に支給される年金については適切でないと考える⁵⁾。

4 (1) もっとも、本判決は、年金が清算的財産分与の対象財産となりうることを認めながらも、「一切の事情」(民法768条3項)を考慮して、あえて扶養で斟酌した可能性もあるだろう。なぜなら、年金を分与しようとすれば、清算的財産分与の対象とするよりも、年金を基準として扶養的財産分与を算定する方が、より柔軟に対処できると考えられるためである。年金を清算的財産分与の対象とした場合には、算定方法を検討しなければならないし、何らかの方法で受給予定額を現在価値に割り戻したとしても、年金受給者がその死亡までに取得する実際上の年金額とは齟齬が生じる⁶⁾。これに対し、扶養的財産分与では、本判決がそうであるように、総額を定めずに、定期金払い方式を採用できる。そして、定期金払い方式には、離婚当事者について死亡等の事情が事後的に生じると、事情の変更を理由とする取消・変更が認められるという利点がある(大津1981, pp.196-197)。

(2) しかし、扶養的財産分与を清算的財産分与の代替として用いるとすれば、従来の扶養的財産分与の枠組みから逸脱した取扱いを認めなければならなくなる。そうすると、財産分与における扶養の性質自体が変容するおそれがあるように思われる⁷⁾。

実際、判旨3(2)は、扶養的財産分与として月額16万円をXに認めており、こうした認定水準は、これまでの扶養的財産分与の考え方を前提とすれば問題があるだろう⁸⁾。従来の支配的な考え方によれば、扶養的財産分与は、分与請求者の資産や収入および清算や慰謝料としての財産分与等を考慮してもなお、分与請求者が一定の生活水準⁹⁾を維持できない場合にのみ認められる補充

的要素と解されている(大津1981, p.159)。しかし、Xは、所有土地からの収入や年金としてそれぞれ月額約14万円と約4万円を得ているのに加えて、慰謝料相当の財産分与として200万円および清算的財産分与として約4000万円相当額が分与されている。このことからすると、Xは、自らの収入や清算等からの財産分与等によって、扶養の水準として想定されている以上の生活水準を達成することができると考えられるので、判旨3(2)のような高額の分与を認める必要はないであろう。したがって、判旨3(2)の判断方法は、扶養的財産分与の考え方と整合的でなく疑問である。

注

- 1) ただし、贈与については、贈与のなされた趣旨によっては、実質的共有財産とすべき場合があるという見解が有力である(稻本1970, p.144, 大津1981, p.114等)。
- 2) 前掲・東京地判昭和32・8・24は、恩給の受給に対する当事者の協力を認め、これを清算的財産分与の対象としている。
- 3) 清算的財産分与を実質的共有物の分轄と捉える見解(通説、大津1981, pp.110-111)を前提とすると、このように解することになろう。これに対し、清算的財産分与を不当利得の返還と構成すれば、婚姻解消時に現存しない財産でも清算的財産分与の手続に含めることができるとされている。たとえば、高木1973, p.99以下は、具体的な事実関係に応じて、異なる法的構成をとることが妥当としたうえ(同旨、大津1981, p.112), 現存財産がない場合には、一方当事者の協力が他方当事者の財産取得能力という無形財産に化体されていると構成し、婚姻解消に際し不当利得として返還するとする。
- 4) 退職金について同旨、前掲・横浜地判平成9・1・22, 東京高決平成10・3・13家月50巻11号81頁、東京地判平成11・9・3判時1700号79頁等。また、熊本地裁八代支判昭和52・7・5判時890号109頁は、夫の父名義で形成取得された財産について夫婦の寄与を認め、相続等によって将来夫の財産となる見込みが十分として清算の対象に含めた。
- 5) 年金を清算的財産分与の対象財産と解した場合、分与の対象となる年金の範囲は、当事者双方の協力が認められる部分と解される。この点、婚姻期間以外の保険加入期間については、一般的には離婚当事者双方の協力を認めることができないだろう。また、被用者年金の事業主負担

分(労働の対償ではなく法定福利費として労働者たる被保険者のために支出されるものと解される)や国庫負担分についても、当事者双方の協力を認めるることは難しいと考えられる。したがって、具体的な解釈論としては、取得が見込まれる年金総額に、年金受給者の全加入期間に対する婚姻期間の比率、および、給付に要する総費用に対する被保険者負担分の比率を乗じたものを、清算的財産分与の対象とするといった方向を指向することになろう。この点に鑑みると、年金を清算的財産分与の対象財産と解する本稿のような立場をとっても、現在厚生労働省で検討されている年金受給権の分轄の立法化には、なお意義があると考えられる(また4(1)も参照)。

- 6) かりに、将来の給付判決という形で、実際に年金を取得したことを停止条件にして分与を命じうるとすれば、清算的財産分与をした場合にも、本判決と同様の取扱いができるだろう(条件付給付判決については、退職金に関するものではあるが、前掲・横浜地判平成9・1・22等がある)。
- 7) 扶養を離婚配偶者間の経済的地位の不均衡を補うものと捉える見解によれば(水野1983, p. 60), それでもよいことになろう。
- 8)これまでの裁判例をみても、本件のように高額の扶養を認めたものはあまりない。前掲・横浜地判平成9・1・22では、将来支給される退職金の2分の1が清算的財産分与として認められ

たほか、扶養的財産分与として月15万円の支払いが命じられたが、その控訴審である東京高判平成10・3・18判時1690号66頁では、双方の今後の収入や必要な支出、所有財産の状況等を勘案して、扶養的財産分与の請求には理由がないとされている。

- 9) 扶養の水準については、①婚姻中と同程度(有地1973, p. 45), ②生計を維持できる程度(大津1981, p. 175。最判昭和46・7・23民集25巻5号805頁の立場といわれている), ③親族扶養に相当する「生活扶助義務」と同程度(阿部1988, p. 2985)などがある。

参考文献

- 阿部 徹(1988)「財産分与」川井健等編『民法コンメンタール(20)親族1』, ぎょうせい。
 有地 亨(1973)「財産分与請求権の本質について」『法学教室(二期)』1号42頁。
 稲本洋之助(1970)「離婚」我妻栄編『親族法』, コンメンタール刊行会。
 大津千明(1981)『離婚給付に関する実証的研究』, 司法研修所。
 高木積夫(1973)「家事労働の評価」『ジャリスト』531号96頁。
 ———(1974)「財産分与」家事審判判例研究会編『判例家事審判法』, 新日本法規。
 水野紀子(1983)「離婚給付の系譜的考察(二・完)」『法学協会雑誌』100巻12号1頁。
 (なかます・ようこ 東京大学大学院博士課程)